

横浜市立大学大学院生命ナノシステム科学研究科通則

制 定 平成 21 年 4 月 1 日 規程第 170 号
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 58 号

(組織)

第 1 条 生命ナノシステム科学研究科（以下「本研究科」という。）に次の専攻を置く。

物質システム科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

生命環境システム科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

(目的)

第 2 条 本研究科は、これまでの物理学・化学・生物学をさらに融合し、人類社会の諸問題に対し自然科学の立場から合理的な解決策を思考できる人材を育成し、人類の永続的発展のために寄与することを目的とする。

2 各専攻の目的は次のとおりとする。

(1) 物質システム科学専攻 実験科学と計算科学に基づき、電子・原子・分子レベルの視点から生命系を含めたナノシステムの解明をするとともに環境・エネルギー問題を科学的に捉える教育を行い、人類の永続的発展のために寄与できる人材を育成すること。

(2) 生命環境システム科学専攻 生命の基本設計図であるゲノムの科学を基盤とし、多様な環境に生きる動物・植物・微生物の生体分子の構造と機能を解明・教育することにより、食料・健康・環境などの諸課題の解決に貢献できる人材を育成すること。

(入学者の選考)

第 3 条 入学者の選考方法、時期、合格判定等は本研究科教授会において決定する。

なお、合格判定については本研究科運営会議に委任できるものとする。

2 大学院学則第 8 条第 4 項により、学期の区分に従い学年の途中で入学させるとときは、次の基準のいずれかを満たしている場合に限るものとする。

(1) 外国人留学生であり、国費、または国費に準ずる奨学金の授与が入学前に確定していること。

(2) 修士の学位を有し、入学前と入学後で同一の企業・教育研究機関等に正規の職員としての身分を有していること。

(単位)

第 4 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 5 条 学生の授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導のため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名以上を置くものとする。

3 本研究科長は、本研究科教授会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を指名する。

(他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第6条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修し、又は他大学の大学院若しくは研究所（外国の研究所を含む。）等（以下「他大学院等」という。）において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、原則として1年を超えないものとする。

2 前項により修得した単位及び本研究科入学前に修得した単位については、博士前期課程においては8単位を上限として、博士後期課程においては2単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項又は第2項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

3 「横浜市立大学国際総合科学部・国際教養学部・国際商学部・理学部及びデータサイエンス学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程」に基づき、本研究科入学前に本研究科での授業科目を履修した場合は、10単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項に定める修了の要件における単位として算入することができる。ただし、前項により修得した単位がある場合は、前項により修得した単位を含めて10単位を上限とする。

(他研究科等における授業科目の履修及び研究指導)

第7条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、横浜市立大学の他研究科（他専攻を含む）の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることができる。

2 前項により修得した単位については、前条第1項により修得した単位と合わせて、博士前期課程においては8単位を上限として、博士後期課程においては2単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項又は第2項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

(成績評価)

第8条 成績の評価は、試験の結果、平常の成績、出席状況等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

秀（S A）：90点～100点

優（A）：80点～89点

良（B）：70点～79点

可（C）：60点～69点

不可（D）：59点以下

3 他大学院等において修得した単位につき、評価基準が明確に判断できない場合は、所定の単位に評価を付けず認定と表記する。

4 成績の評価に関して疑問がある学生は、成績確認の申立てをすることができる。

5 成績確認の申立てに関し必要な事項は、別に定める。

(転研究科、転専攻)

第9条 本研究科長は、本研究科学生が本学大学院の他の研究科に転科を志望する旨を申し出たときは、本研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 本研究科長は、本研究科への転科を志望する者があるときは、本研究科教授会の議を経て、許可することができる。

3 本研究科長は、本研究科学生が本研究科内の転専攻を志望する旨を申し出たときは、本研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

(学位論文の審査)

第10条 本研究科教授会は、学位論文審査のため、審査部会を設ける。

2 学位論文の審査に必要な事項は、「横浜市立大学大学院生命ナノシステム科学研究科修士の学位審査に関する内規」及び「横浜市立大学大学院生命ナノシステム科学研究科博士の学位審査に関する内規」に定める。

(教育職員免許状)

第11条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を取得しなければならない。

免許状	免許教科
中学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	理科

(その他)

第12条 この通則に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この通則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日改正)

(施行期日)

1 この通則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の横浜市立大学生命ナノシステム科学研究科通則第1条及び第2条第2項に規定するナノシステム科学専攻(博士前期課程・博士後期課程)、生体超分子システム科学専攻(博士前期課程・博士後期課程)及びゲノムシステム科学専攻(博士前期課程・博士後期課程)は、改正後の横浜市立大学生命ナノシステム科学研究

科通則第1条及び第2条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日に在学する学生が在学しなくなるまでの間存続するものとする。

3 施行日の前日においてナノシステム科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）、生体超分子システム科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）及びゲノムシステム科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）に在学し、引き続き当該専攻に在学する者に係る修了の要件、学位の授与及び授業科目等においては、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月18日改正）

この通則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この通則は、平成31年4月1日から施行する。